

よくある質問

- ・申告する場合は、年末調整を受けた給与所得も申告が必要です。
源泉徴収票に変更がない時も 16 歳以下の扶養親族は省略しないでください。
- ・医療費控除の明細書を作成していないと受付できません。領収書は各自で 5 年間保管してください。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方でも、申告する場合は、すべての寄附金を申告してください。

税理士による 無料税務相談所

完全予約制



とき 2月 13 日金～27 日金 (日曜日を除く)
午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～4 時



ところ 市民体育センター

対象 次のいずれかに該当する方

- ・相談内容が簡易な給与所得者、年金受給者
- ・事業所得、不動産所得、年金以外の雑所得があり、令和 6 年分の所得金額が 300 万円以下（消費税の課税事業者である場合には、令和 5 年分の課税売上高が 3,000 万円以下）
- ※譲渡所得、山林所得、住宅借入金特別控除（1 年目）、暗号資産、為替差益、国外扶養の追加、贈与税、消費税、相続税の申告相談は、豊橋税務署へ
- 希望日前日 (日曜日を除く) 午後 5 時までに QR コードまたは電話で税務課へ。
- ※電話での予約は大変混雑するため、インターネットをご利用ください

申し込み

確定申告

e-Tax または郵送

スマホやパソコンから国税庁ホームページで確定申告書を作成し、e-Tax または郵送で豊橋税務署（〒 440-8504 豊橋市大國町 111）へ。

問合先 e-Tax ヘルプデスク（📞 0570-01-5901）



税務署

要整理券

とき 2月 16 日月～3月 16 日月
(日曜日を除く、3月 1 日月は開場)

ところ 豊橋税務署

整理券

- ・国税庁 LINE 公式アカウントでの事前発行
- ・豊橋税務署での当日配布

問合先 豊橋税務署
(📞 0532-52-6201)



国税庁
LINE 公式アカウント